

第 1 8 回小浜市農業委員会議事録  
(縦覧用)

と き 令和 3 年 1 1 月 2 9 日 (月) 午後 1 6 時 0 0 分

ところ 小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室

出席委員

1 番 赤尾裕子	2 番 松井和幸	
4 番 和田千代	5 番 松尾志信	6 番 早俊夫
7 番 福永吉孝	8 番 河嶋幸男	9 番 岡田昌樹
10 番 西田尚夫		

欠席委員

		3 番 東清俊

遅刻委員


出席事務局 田中事務局長、北村 G L、奥村、田中

令和 3 年 1 1 月 2 9 日（月）午後 1 6 時 0 0 分小浜市役所 3 階 3 0 2 会議室において、第 1 8 回小浜市農業委員会を開催する。

提出議案は、次のとおり

議案第 7 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 7 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 7 4 号 現況証明申請について

議案第 7 5 号 小浜市農用地利用集積計画の承認について

議案第 7 6 号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について

報告第 1 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約について

【議長】ただいまより第18回小浜市農業委員会を開催いたします。

(会長あいさつ)

【事務局長】

<事務局長より11月の農業委員会関係活動報告を行う>

【議長】次に今月の議案審議に入ります前に、小浜市農業委員会会議規則第14条の規定により、本日の会議の議事録署名人として9番 岡田委員、1番 赤尾委員を指名いたします。なお、現地調査委員は、5番 松尾委員、7番 福永委員でした。

それでは、『議案第72号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【5番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第72号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を上程いたします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【5番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

(審議)

【議長】ご意見ないですか。ないようですので、原案どおり県に進達することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について』は、原案どおり県へ進達させていただきます。

続きまして、『議案第74号 現況証明申請について』を上程いたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】続いて、現地調査委員の報告をお願いいたします。

【5番委員】

<現地調査委員報告する>

【議長】それではご審議願います。

【1番委員】その当時にこういう転用の申請は農業委員会にはなかったのですか。

【事務局】当時も農地法はありましたので、本来ですと転用の申請をして建設しないといけないところですけど、小浜市農業委員会の方には転用したという実績記録はありませんでした。

【9番委員】今、農地ナビでは農地になってないようです。

【事務局】現況は宅地にはなっていたと思うのですけれど。

【9番委員】農地ナビは農地台帳を元に出来ているのですね。

【事務局】そうです。

【9番委員】小浜市の農地台帳においては、農地ナビに上がってないということから農地ではないという認識ではないですか。

【事務局】登記地目は田で現況は宅地ということで、農地台帳の農地の面積は現況農地で計算しているのでこれは入ってはいないですね。

【9番委員】転用許可を得て登記していない人もいますからね。

【事務局】それはあります。

【9番委員】特にこれは貸し借りをしているから。売買すると登記はするけれど、貸借だから登記上、変えなくてもいいということですかね。特に支障はないわけですね。

【議長】大きい建物を建てる時に底地は何になっているかという確認の証明とかそういうものはいらないのですかね。今は。

【5番委員】今回の場合ですと開発行為であるとか、大店法とかいう法律があり、それと農地法がセットみたいな感じで動きますので。

【議長】今だと建てることはできないということですね。

(審議)

【議長】他にないようですので、申請を許可することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】挙手全員ですので、『議案第74号 現況証明申請について』は、原

案どおり決定させていただきます。

続きまして『議案第75号 農用地利用集積計画の承認について』『議案第76号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』を上程いたしますが、議案第75号と76号は関連する案件でありますので、一括で説明を求めます。なお、○番委員に関連する内容が含まれているため、「小浜市農業委員会会議規則」第10条の規定により、当事者は議事に参与することはできないことになっております。○番委員は審議前に退室をお願いします。事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 それでは○番委員関連について審議を行いますので、○番委員は退室してください。

<○番委員退室>

【議長】 それでは○番委員関連についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、○番委員に関連する内容について原案どおり承認とさせていただきます。○番委員は入室してください。

<1番委員入室>

【議長】 それでは、残る内容についてご審議願います。

(審議)

【議長】 ご意見ないですか。ないようですので、承認することに賛成の方の挙手を願います。

(全員挙手)

【議長】 挙手全員ですので、『議案第76号 小浜市農用地利用配分計画案の意見聴取について』は、原案どおり「異議なし」とさせていただきます。

続きまして、『報告第11号 合意解約の届出について』事務局の説明をお願いいたします。

【事務局】

<事務局説明する>

【議長】 さきほどの配分の地図で、○○と集積済みの農地は図面の通り入り乱れているのですか。集約は出来ていないということですか。

【事務局】 集約はまだ十分には出来ていません。

【議長】 中間管理機構が入った時点で集約というのは出来る余地はなかったのですか。

【事務局】 今、〇〇さんを中心に〇〇の方で話し合いをして頂き、担い手として、〇〇さんと〇〇さんと〇〇さんと〇〇さん、その4人の担い手で利用調整をされてまして、徐々に集約は出来てきていますが、まだ十分には出来てないという状況です。ただ、〇〇さんと〇〇さんはご高齢ということで、後々〇〇に農地を渡していきたいというようなことで、〇〇がどんどん集約していくような流れで〇〇は集約が進む方向に向かっているような形になっています。

【議長】 集約が出来ていくともうひとつよくなっていくと思うので。

これですべての議案を終了しました。その他、何かございましたらお願いします。

<事務局長 来月の日程報告>

【議長】 他にないようでしたら以上をもちまして、第18回農業委員会を終了させていただきます。